

各部・課長あて

市 長

令和2年度（2020年度）予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を通知する。

記

国の動向

日本経済は、アベノミクスの強力な推進により、デフレ脱却に向けた状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。雇用においても、最低賃金が3年連続で3%程度の引上げを実現し、春季労使交渉では中小企業を含め2%程度の高い賃金上昇が続くなど、着実な所得増進が継続しているほか、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

一方で、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響など、下方リスクに対する目配りも重要となっている。

このような状況のもと、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、「Society 5.0」時代に向け潜在成長率を引き上げること、成長と分配の好循環を拡大すること、「人生100年時代」の到来を見据え、誰もがいくつになっても活躍できる社会の構築とともに全世代型社会保障を実現していくことが重要であるとの認識を示している。

こうした中、国の「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から続く安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

これを受け、年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算における当該経費相当額に、高齢化等に伴う、いわゆる自然増分5,300億円を加算した額の範囲内において要求することとしながらも、経済再生やこれまでの改革等の効果を引き続き適切に見込み、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組むこととした。義務的経費では、前年度当初予算における各経費の合計額に相当する額の範囲内において、根拠を明示の上、要求することとしながらも、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図ることとし、また、

その他の経費については、規定の歳出を見直し、前年度当初予算に100分の90を乗じた額の範囲内で要求することとした。一方、予算の重点化を進めるため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置した結果、各省庁からの概算要求額・要望額は、昨年度を約2兆2,000億円上回る104兆9,998億円となっている。

地方財政を取り巻く環境

総務省が8月に公表した「令和2年度地方財政収支の仮試算」では、引き続き、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとし、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保することとした地方交付税については、令和元年度当初予算額との比較において4.0%増の要求が示されているが、国の予算編成動向や地方財政の状況等により検討、調整されることから予断を許さない状況となっている。

また、令和元年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、2015年度から2019年度までの5年間にわたる「第1期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」における4つの基本目標「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」の内容を、より一層充実・強化し「継続を力」にするため、令和元年12月に策定予定の「第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020年度～2024年度)での新たな視点として、地方へのひと・資金の流れを強化するための「関係人口」の創出・拡大や、新しい時代の流れを力にするためのSociety5.0の実現に向けた技術の活用・SDGsを原動力とした地方創生、誰もが活躍できる地域社会の実現、地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメントすることなどが示されている。

本市の財政状況

本市における財政状況は、平成30年度決算において、財政の健全性の判断基準である実質公債費比率で5.6%、将来負担比率で10.6%と、早期健全化基準を大きく下回る優良な状態を維持しており、財政の弾力性を示す経常収支比率においても83.3%と、県下23市中で3番目に良好な値となった。しかしながら、令和元年10月に8%から10%へ引き上げられた消費税の影響や、来年に開催が迫っている東京オリンピック・パラリンピックに向けての物価の上昇や物流の変化など、今後の社会情勢や経済動向について日々注視を怠ることなく、安定した財政運営に取り組んでいく必要がある。

そのような状況の中、本市の歳入の根幹をなす市税において、平成30年度決算は前年度を1.7%上回る177億8,918万円となり、総務省が仮試算で見込んだ1.2%の増より大きな伸びとなった。総務省は、令和2年度の地方税について引き続き2.1%の増を見込んでいるものの、三島市においては前年の高い伸びの反動も考えられることから、一般財源・特定財源の種別を問わず、積極的な歳入確保に努めていく必要がある。

一方、歳出においては、市民文化会館をはじめとする各施設・設備等の補修整備やファシリティマネジメントに係る事業に多額の経費を要するほか、社会保障関連経費などは今後も増加していくことが予想され、これらの実施にあたっては多額の一般財源を要することから、限られた予算の中で真に必要な事業を見極めるとともに、市民サービスの質を低下させることなく、選択と集中により一切の無駄を排除し、事業の遂行に努めなければならない。

令和2年度予算編成基本方針

- 世界を魅了するガーデンシティと新たな時代に向けた賑わい・活力あふれるまちづくり
- 元気で活発な市民を育むスマートウエルネスの推進と未来へつなぐ教育・文化の充実
- コミュニティのきずなでつくる地域の安全・安心な暮らしと

優しさあふれる子育て・福祉の推進

予算編成に当たっての基本的な考え方

令和2年度当初予算は、「第4次三島市総合計画」の最終年度として、市が掲げる「ガーデンシティみしま」「スマートウエルネスみしま」の二つの柱のもと、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」「地域のきずなづくり」「防災・減災対策」「公共施設等総合管理計画」などの重点プロジェクトを確実に推進し、本市が持続的に発展できるよう、未来に向けた投資を確実に進めることとする。

そのためには、すべての職員がそれぞれ担う事業について十分認識を深め創意工夫し、事業を単に個として捉えず、事業同士を連携させることでその効果を増幅させ、より良質のものとなるよう努めるとともに、日常的な事務事業についても、RPAやAI等ICTを積極的に導入するなど、スマート市役所の実現に向け業務の効率化と経費節減を念頭に置き取り組まれたい。

なお、当初予算は、年度間のすべての収入と支出を見込んだ年間総合予算として、次の事項に十分留意した予算編成を心がけること。

1 「住むなら三島・総合戦略～まち・ひと・しごと創生～」の推進

交流人口・定住人口の増加につながる事業、地域経済の活性化を図る施策を積極的に予算に反映させること。

2 総合計画との整合

第4次三島市総合計画に掲げている事業について、計画の最終年度であることを踏まえ、事業の必要性、有効性などを検討した上で計上すること。

3 公共施設の適正な維持管理

公共施設の老朽化に伴う維持に要する費用は、今後の行財政運営を大きく圧迫するものであることから、今年度末に公表が予定されている「公共施設保全計画」（個別施設計画）を視野に入れ、統廃合を含めた施設の今後の在り方について十分検討するとともに、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。

4 働き方改革に沿った事業の見直し

すべての施策・事業において前例踏襲という考え方は捨て、これまでの事業効果や決算・執行状況等の徹底した分析・検証を行い、民間などの手法を取り入れるなど、厳しく精査した上で真に必要な経費だけを積み上げる、「ゼロベース積み上げ方式」により積算を行うこと。

特に、新規事業の創設、既存事業の拡充を行う場合は、既存事務事業の廃止・縮小・再構築等により一般財源の確保を図る「スクラップ・アンド・ビルド方式」を徹底し、新規・拡充事業の財源を捻出すること。また、現在作業を進めている「業務の棚卸と業務フロー作成」の結果についても、当初予算に反映させること。

5 経費節減の徹底

すべての事務事業には、市民の皆様になめていただいた大切な市税が使われていることを念頭に、無駄・ゼロに向けた徹底的な見直しを行い、「最少の経費で最大の行政効果」が発揮されるよう効率化と合理化に努めるものとし、特に一般行政経費については、令和元年度当初予算を超えない範囲において予算要求するとともに、義務的経費についても、真に必要とするものを十分精査した上で予算要求すること。

6 最新情報の収集

新年度予算要求に当たっては、原則として現行の行財政制度に基づき編成するが、編成過程において、新たな政策決定がなされたものや、国・県の予算案、制度改正等が判明したもののについては、予算編成途中で修正するものとする。

なお、歳入における補助金・交付金の新設・削減・廃止、歳出における扶助費等の制度改正など、国・県等の動向を注視し、最新情報の収集を的確に行い予算に反映させること。

7 特別会計・企業会計について

一般会計に準じて予算編成を行い、企業性格を十分に発揮した適正な収入の確保と、より一層の経営の合理化による経費節減を図り、独立採算の原則から、一般会計への依存を可能な限り圧縮するよう最大限努力すること。

なお、各保険料や使用料の収入未済は、負担公平の原則を崩すとともに、一般会計の財政運営にも大きく影響することから、その縮減に努めること。

歳入に関する留意事項

1 財源の的確な確保

市税をはじめとする徴収金の収納率の向上を図ることはもとより、市有財産の有効活用や広告事業の一層の拡充に取り組むなど、既成の概念にとらわれない新たな自主財源の創出に努めるとともに、クラウドファンディングの積極的な導入を図ること。

また、積極的にあらゆる支援制度を模索し、特定財源の確保に取り組むこと。

2 国・県支出金

他市町に先駆けて国・県の予算編成の動向、制度改正について最新の情報収集に努め、補助対象となる事業を単独事業で行うことのないよう十分留意すること。

なお、既定の補助対象事業が廃止・縮減された事務事業への一般財源の充当は、原則行わないので、事業の実施内容等を再検討した上で要求すること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則から、現状の社会経済情勢に則した適正料金への見直しを行い、市民負担の公平を図ること。

4 市債について

市債は借金であり、その償還については後年度の大きな財政負担となるとともに、財政健全化判断比率に影響を与えることから、その投資効果について十分な検討を行い、慎重な対応に努めること。

歳出に関する留意事項

1 会計年度任用職員制度の導入

勤務形態については、パート職員を基本とし、フルタイム勤務は必要最小限とする。

なお、単に事務量の増加による新規要求及び課内経理事務補助要員の要求は認めない。

2 旅費

必要性を十分検証するとともに、一人で行くことを原則に厳しく抑制する。

3 委託費

漫然と過去の実績によることなく、行政関与の必要性、委託の効果、事業の公平性を再度検討し、職員の能力を最大限活用するなかで、安易に委託を行うことなく、最小限の要求とすること。

4 扶助費

国・県の施策によるものは、制度改正等の動向を注視し的確な見積りを行い、市の単独施

策によるものは、制度の改廃を含めその在り方を十分検討し適正な支援となるよう努めること。

特に、対象人数、単価の積算に当たっては、本市全体の一般財源の配分に大きく影響するため精査すること。

5 投資的経費

今後、多額の市債発行や一般財源を要するファシリティマネジメント関連の事業が控えていることから、事業の必要性、緊急度、投資効果等を十分検討し、真に市民が必要とする事業を重点的に選択した上で、優先度を付して要求すること。

なお、総合計画に掲載のない500万円以上の修繕・改修は原則認めない。

6 補助金

今年度策定した「補助金ガイドライン」の内容を熟読・熟考し、「補助金評価シート」により公益上の適切性、補助金の必要性、事業効果等について必ず検証し、廃止や縮減を実施すること。シート作成の際には「補助金評価シート作成基準」を参考とし、客観性のある評価に努め、必ず終期を3年以内で設定すること。

各種団体への補助については、運営費補助であるか事業費補助であるかにかかわらず、「団体の運営は自主的、自立的に行われるべき」との原則に基づき、運営状況について実態を把握し、必要な事務改善など適切な指導を行い、安易な赤字補てん的支出の要求は厳に慎むこと。

特に、対象事業の繰越金には十分に留意し、団体の繰越金や内部留保が多額である場合は、補助金交付の適否及び補助金交付額の精査を行い、適正額を要求すること。

7 負担金

すべての負担金について、その必要性・公益性・費用対効果を改めて検証し、廃止・縮減できるものはないか十分に検討した上で要求すること。

また、各種団体への負担金、その他負担金、各種交付金については、検討結果に基づく後年度の方針についても明確にしておくこと。

8 上記以外の事項については、「令和2年度予算編成事務要領」によること。